青

第四千三百五十三号

九月二十二日

平成二十九年 (金曜日)

〇右 〇右 ○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 公 目 告 次 文県 県西 県東 (民地域) 天 長地域) 化生 課活 : = : = : :

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十九年九月二十二日

<u>-</u> 申請に係る特定非営利活動法人の名称

により次のとおり公告する。

青森県知事 三 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十九年九月五日

(

三 代表者の氏名

特定非営利活動法人青森ITSクラブ

四

阿部

一能

Ŧi. 図るために、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステ ITS)について調査・研究し、普及・啓発を図るとともに、ITS関連事業を実 ムとして構築する新しい道路交通システム(Intelligent Transport Systems、以下 主たる事務所の所在地 この法人は、わが国における道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上などを 定款に記載された目的 青森市篠田二丁目三の一七

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

施することを通じ、国民の生活向上並びに経済、産業の発展に寄与することを目的

とする。

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 \equiv 村

申 吾

申請のあった年月日

平成二十九年九月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マザーフィールド

三 代表者の氏名

哲夫

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字上鞘師町一八の

Ŧī. 定款に記載された目的

この法人は、弘前市内のひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯、及びこれに準

る。

福祉の向上に寄与することを目的とする。 ずる世帯をいう。以下同じ。)に対して、ひとり親等の就労の場の提供と子育てを 支援する事業を実施することにより経済的かつ社会的自立支援を図り、もって地域

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 三 村

申

吾

氏名 商号又は名称 木村稔 木村タイル工業所

主たる営業所の所在地 青森市茶屋町一 一九の九

許可番号 青森県知事許可(般―二六) 第一七〇八一号

四

五. 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十九年八月十五日

石工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

る。 より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十九年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称

 $\stackrel{-}{=}$ 氏名 笠井喜一

主たる営業所の所在地 五所川原市松島町七丁目三六

三

許可番号 青森県知事許可 (般—二七)第七七三三号

Ŧī. 四 取消年月日 平成二十九年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、 舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設

業の許可

取消しの原因となった事実

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十九年四月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

番 県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一